

(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第89条の規定に基づき、公立大学法人大阪(以下「法人」という。)に勤務する教員及び職員(以下「教職員」という。)の労働条件、服務その他就業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「教員」とは教授、准教授、講師、助教及び助手の職にある者をいい、「職員」とは教員以外の教職員をいう。

(適用範囲等)

第3条 この規則は、法人に常時勤務する教職員に適用する。

2 大阪府立大学教員の任期に関する規程第2条第1項で定めるところにより任期を付して雇用する教員及び公立大学法人大阪職員の再雇用に関する規程で定めるところにより雇用される者については、これらの規程で定めるもののほか、この規則を適用する。

3 非常勤の教職員及び期間を定めて雇用する教職員(前項に規定する教職員を除く。)については、大阪府立大学非常勤教職員等就業規則の定めるところによる。

4 教員の人事に関しては、公立大学法人大阪教員の人事に関する規程その他別に定める場合には、当該規程の定めるところによる。

5 大阪府立大学工業高等専門学校教職員就業規則で定めるところにより雇用される者については、当該規程で定めるもののほか、この規則を適用する。

(法令等との関係)

第4条 教職員の就業に関し、この規則に定めのない事項については、労基法その他の関係法令及び法人の他の規程の定めるところによる。

(遵守義務)

第5条 法人及び教職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

第2章 人事

第1節 採用

(採用)

第6条 教職員の採用は、競争試験又は選考により行う。

2 競争試験及び選考に関する事項については、理事長が別に定める。

3 前2項の定めにかかわらず、法人の役員となるために退職した教職員が復職する場合には、この限りでない。

(採用時の提出書類)

第7条 教職員に採用された者は、次に掲げる書類を速やかに法人に提出しなければならない。ただし、法人が提出を要しないと認めたものについては、この限りでない。

- (1) 履歴書
- (2) 学歴に関する証明書
- (3) 住民票記載事項証明書
- (4) 扶養親族等に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法人が必要と認める書類

2 前項の提出書類の記載事項に変更があったときは、その都度速やかに、法人にこれを届け出なければならない。

(労働条件の明示)

第8条 教職員の採用に際しては、採用しようとする者に対し、この規則を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した文書を交付するものとする。

- (1) 給与に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 労働契約の期間に関する事項
- (4) 始業及び終業の時刻、所定勤務時間を超える労働の有無、休憩時間、週休日、休日並びに休暇に関する事項
- (5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

(採用後の赴任)

第9条 教職員は、採用後直ちに赴任しなければならない。ただし、住居の移転その他やむを得ない事情により直ちに赴任できない場合には、法人の承認を得て、法人の指定する日までに赴任するものとする。

(試用期間)

第10条 試用期間は、教職員として採用された日から6か月間とし、職務を良好な成績で遂行したときに正式採用をするものとする。ただし、理事長が認めた場合は、試用期間を短縮することができる。

2 法人は、試用期間中の教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、採用後1年を超えない範囲でこの期間の延長をすること又は試用期間中に解雇すること若しくは試用期間終了時に正式採用としないことができる。

- (1) 勤務実績が不良であると認めるとき。
- (2) 心身に故障があることその他の事由に基づいて、法人において雇用を継続することが適当でないとき。

3 第24条の規定は、前項の試用期間中の解雇又は試用期間終了時に正式採用としない場合に準用する。

4 試用期間は、勤続年数に通算する。

第2節 評価

(勤務評定)

第11条 法人は、教職員の勤務成績について、その職務内容等を考慮し、適正に評定を実施する。

2 勤務成績の評定に関する事項については、理事長が別に定める。

第3節 昇任及び降任

(昇任)

第12条 教職員の昇任は、選考による。

2 前項の選考は、前条第1項に規定する勤務評定及びその他の能力の評定に基づいて行う。

(降任)

第13条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降任させることができる。

- (1) 勤務実績が不良のとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くとき。

(配置換え、出向等)

第14条 法人は、その業務上の必要により、教職員に対し配置換え若しくは兼務又は出向を命じることがある。

2 教職員は、正当な理由がない限り、前項に規定する配置換え又は兼務を拒むことができない。

3 出向は、教職員の同意を得て行うものとする。

4 出向を命じられた教職員の取扱いについては、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員出向規程の定めるところによる。

5 第9条の規定は、配置換え又は兼務を命じられた場合に準用する。

第4節 休職及び復職

(休職)

第15条 法人は、教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、休職させることができる。

- (1) 心身の故障のため、長期の休養を要するとき。
- (2) 刑事事件に関し起訴されたとき。
- (3) 学校、研究所その他これらに準ずる公共的施設において、その教職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事するとき。
- (4) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となったとき。

- (5) 我が国が加盟している国際機関、外国政府の機関、外国の地方公共団体の機関等の要請に応じ、これらの機関に派遣するとき。
 - (6) 労働組合の業務に専ら従事するとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、休職させることが適当と認められるとき。
- 2 試用期間中の教職員については、前項の規定を適用しない。
- 3 この規則に定めるもののほか、休職に関し必要な事項は、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員休職規程で定める。

(休職の期間)

- 第 16 条 休職の期間は、前条第 1 項第 1 号の規定に該当する場合にあっては休養を要する程度に応じて、同項第 3 号、第 4 号、第 5 号及び第 7 号の規定に該当する場合にあっては必要に応じて、いずれも 3 年を超えない範囲内において、それぞれ個々に定める。
- 2 前条第 1 項第 2 号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する期間とする。
- 3 前条第 1 項第 6 号の規定に該当する場合における休職の期間は、教職員としての在職期間を通じて 5 年とする。

(復職)

- 第 17 条 法人は、前条に規定する休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じるものとする。

第 5 節 退職

(自己都合による退職)

- 第 18 条 教職員は、自己の都合により退職しようとするときは、原則として退職を予定する日の 30 日前までに、文書をもって申し出ることとする。ただし、本人の事情その他やむを得ない事情がある場合には、14 日前までに申し出ればよいものとする。

(定年)

- 第 19 条 教職員の定年は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める年齢とする。
- (1) 教員 65 歳
 - (2) 職員 60 歳
- 2 教職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日に退職する。
- 3 教員は、第 1 項の規定にかかわらず、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教員の選択定年制に関する規程に定めるところにより、退職することができる。

(早期退職)

- 第 20 条 教職員は、前条第 1 項に規定する定年に達する年度より前の年度の末日に、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員早期退職規程に定めるところにより、退職することが

できる。

第 21 条 教職員は、前 3 条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときに退職する。

- (1) 任期を定めて雇用された教職員について、任期が満了したとき。
- (2) 法人の役員に就任したとき。
- (3) 第 15 条第 1 項に規定する休職期間が満了し、なお休職の事由が消滅しないとき。
- (4) 死亡したとき。

(再雇用)

第 22 条 法人は、定年により退職した教職員について、(旧) 公立大学法人大阪府立大学職員の再雇用に関する規程に定めるところにより、再雇用することができる。

第 6 節 解雇等

(解雇)

第 23 条 法人は、教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇することができる。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したとき。
- (4) 勤務実績が著しく不良で、改善の見込みがないとき。
- (5) 心身の故障のため、職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (6) 前 2 号に該当する場合のほか、その職に必要な適格性を欠くとき。
- (7) 組織の改廃により廃職又は過員が生じた場合において、配置転換その他の措置が困難で、解雇の回避のための努力を尽くしたにもかかわらず法人の経営上解雇がやむを得ないとき。

(解雇制限)

第 24 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は、解雇しない。ただし、療養開始後 3 年を経過しても負傷又は疾病が治らず、地方公務員災害補償法(昭和 42 年 8 月 1 日法律第 121 号。以下「補償法」という。)に基づく傷病補償年金の給付がなされ、労基法第 81 条の規定により打切補償を支払ったものとみなされる場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となり、その事由について行政官庁の認定を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業をする期間及びその後 30 日間
- (2) 別に定める産前産後の休業をする期間及びその後 30 日間

(解雇予告)

第 25 条 第 23 条の規定により教職員を解雇する場合は、少なくとも 30 日前に予告をし、

又は労基法に定める平均賃金(以下「平均賃金」という。)の30日分を支払うものとする。
ただし、予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮するものとする。

- 2 前項の規定は、試用期間中の教職員(採用後14日を超えて引き続き雇用されたものを除く。)を解雇する場合又は行政官庁の承認を受けた場合には、適用しない。

(退職者の責務)

第26条 退職しようとする者及び解雇された者は、法人が指定する日までに、法人が指定する者に完全に業務の引継ぎをしなければならない。

- 2 退職した者及び解雇された者は、遅滞なく、法人から貸与されたものを返納しなければならない。

第27条 退職した者及び解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(退職時の証明)

第28条 法人は、教職員が、退職又は解雇に当たり、退職証明書の交付を請求したときは、速やかにこれを交付する。

- 2 前項の退職証明書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 雇用期間
- (2) 業務の種類
- (3) その事業における地位
- (4) 給与
- (5) 退職の事由(解雇の場合におけるその理由を含む。)

- 3 退職証明書には、教職員が請求した事項のみを記載するものとする。

(不服申立て)

第29条 法人は、第13条の規定による降任及び第23条の規定による解雇を行う場合には、別に定めるところにより、当該教職員に不服申立ての機会を与えるものとする。

第3章 給与

(給与)

第30条 教職員の給与については、公立大学法人大阪管理職員給与規程、公立大学法人大阪教職員給与規程及び大阪府立大学年俸制教員給与規程の定めるところによる。

第4章 服務

(誠実義務及び職務専念義務)

第31条 教職員は、法人の使命と業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、職務の遂行に専念しなければならない

(職務専念義務免除)

第32条 教職員は、勤務時間内において、次の各号のいずれかに該当する場合においては、

あらかじめ、理事長又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 厚生に関する法人の計画の実施に参加するとき。
- (2) 組合の団体交渉に参加するとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、理事長が定めるとき。

(法令等及び上司の命令に従う義務)

第33条 教職員は、法令及び法人の規則を遵守し、上司の指揮命令に従ってその職務を遂行しなければならない。

- 2 教職員は、常に能力の開発、能率の向上及び業務の改善に努め、相互協力の下に業務の正常な運営に努めなければならない。
- 3 上司は、指揮命令を受ける教職員の人格を尊重し、その指導育成に努めるとともに、率先して職務を遂行しなければならない。

(遵守事項)

第34条 教職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法人の名誉及び信用を傷つけ、又は教職員全体の不名誉となるような行為をすること。
 - (2) 職務上知り得た秘密を他に漏らすこと。
 - (3) 職務及び地位を私的利益のために用いること。
 - (4) 法人の敷地及び施設内(以下「学内」という。)で、法人の秩序又は規律を乱す行為をすること。
 - (5) 法人の許可を受けずに、学内で業務の正常な運営を妨げる集会、演説、文書又は図画の配布又は掲示その他これに準ずる行為を行うこと。
 - (6) 法人の許可を受けずに、学内で営利を目的とする金品の貸借をし、物品の売買を行うこと。
- 2 法令に基づく証人又は鑑定人等として前項第2号の秘密に関する事項を発表する場合には、法人の許可を受けなければならない。
 - 3 前項の規定は、退職し、又は解雇された後においても、適用する。

(ハラスメントの防止)

第35条 教職員は、ハラスメントを行ってはならず、その防止に努めなければならない。

- 2 ハラスメントの防止に関し必要な事項は、(旧)公立大学法人大阪府立大学ハラスメントの防止等に関する規程で定める。

(兼業)

第36条 教職員が兼業を行おうとするときは、法人の許可を受けなければならない。ただし、勤務時間外の兼業については、(旧)公立大学法人大阪府立大学教職員兼業規程以下「教職員兼業規程」という。)に定める兼業に係る禁止規定に反しない限り、これを認める。

2 兼業の許可その他兼業に関し必要な事項は、教職員兼業規程で定める。

第5章 勤務時間、休日、休暇、休業等

(勤務時間、休日及び休暇等)

第37条 教職員の勤務時間、休日及び休暇等については、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の定めるところによる。

(育児・介護休業等)

第38条 教職員のうち、3歳に満たない子の養育又は家族の介護を必要とする者は、法人に申し出て、育児休業又は介護休業をし、又は勤務時間の短縮その他必要な措置を受けることができる。

2 前項の育児休業、介護休業及び勤務時間の短縮その他必要な措置に関し必要な事項は、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の育児・介護休業等に関する規程で定める。

第6章 研修

第39条 法人は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるために必要な研修を実施する。

2 教職員は、前項の研修を命じられた場合には、これを受けなければならない。

3 第1項に規定する研修その他教職員の研修に関し必要な事項は、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員研修規程で定める。

第7章 表彰

第40条 法人は、教職員が特に顕著な業績をあげた場合、永年にわたり勤続した場合その他表彰することが適当であると認められる場合には、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員表彰規程の定めるところにより、教職員を表彰する。

第8章 懲戒

(懲戒)

第41条 法人は、教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、懲戒に処することができる。

(1) 正当な理由がなく無断欠勤をし、出勤の督促をしてもなおこれに応じないとき。

(2) 正当な理由がなく欠勤、遅刻を繰り返すなど勤務を怠り、業務に支障を及ぼしたとき。

(3) 故意又は重大な過失により法人に損害を与えたとき。

(4) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があったとき。

(5) 法人の名誉又は信用を著しく傷つけたとき。

(6) 素行不良で法人の秩序又は風紀を乱したとき。

- (7) 重大な経歴詐称をしたとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法令及び法人の規則に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があったとき。

2 法人は、管理監督者の管理監督下にある教職員に前項の懲戒に該当する行為があったときは、当該教職員の管理監督者をその監督責任により懲戒に処することができる。

第 42 条 懲戒は、次に掲げる区分に応じ行うものとする。

- (1) 戒告 その責任を確認し、将来を戒める。
- (2) 減給 1 回の額が平均賃金の 1 日分の半額を超えず、かつ一給与支払期における給与の総額の 10 分の 1 を上限として給与を減額する。
- (3) 停職 1 日以上 6 か月以下の期間を定めて出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。
- (4) 諭旨解雇 退職を勧告し、これに応じない場合には、30 日前に予告して、又は 30 日分の平均賃金を支払って解雇する。ただし、予告の日数は、1 日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮する。
- (5) 懲戒解雇 予告を設けずに、即時に解雇する。

(懲戒の手続等)

第 43 条 前 2 条に定めるもののほか、教職員の懲戒の手続その他懲戒に関し必要な事項は、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員懲戒規程の定めるところによる。

(訓告等)

第 44 条 法人は、第 42 条に規定するもののほか、サービスを厳正にし、規律を保持するために必要があるときは、文書又は口頭により、注意、嚴重注意又は訓告を行うことができる。

(損害賠償)

第 45 条 教職員が故意又は重大な過失によって法人に損害を与えた場合は、第 42 条又は前条の規定による懲戒処分その他の処分を行うほか、その損害の全部又は一部を賠償させることができる。

第 9 章 安全及び衛生

(安全衛生管理)

第 46 条 法人は、教職員の健康増進と危険防止のために必要な措置を講じる。

(安全衛生協力義務)

第 47 条 教職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)その他の関係法令のほか法人の指示を守るとともに、法人が行う安全及び衛生に関する措置に協力しなければならない。

(安全衛生教育)

第 48 条 教職員は、法人が行う安全及び衛生に関する教育及び訓練を受けなければならない。

(非常災害時の措置)

第 49 条 教職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知ったときは、緊急の措置を執るとともに直ちに上司に連絡して、その指示に従い、被害を最小限に食い止めるように努力しなければならない。

(遵守事項)

第 50 条 教職員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 安全及び衛生について上司の命令、指示等を守り、実行すること。
- (2) 常に職場の整理、整頓及び清潔に努め、災害防止及び衛生の向上に努めること。
- (3) 安全衛生装置、消火設備、衛生設備その他危険防止等のための諸施設をみだりに移動若しくは作動をさせ、又は許可なく当該場所には立ち入らないこと。

(健康診断)

第 51 条 法人は、毎年健康診断を行う。

- 2 法人は、前項の健康診断のほか、必要に応じて全部又は一部の教職員に対し、臨時に健康診断を行うことがある。
- 3 教職員は、正当な事由がなく健康診断を拒んではならない。ただし、医師による健康診断を受け、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、この限りでない。

(就業の禁止)

第 52 条 法人は、教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、就業を禁止することがある。

- (1) 伝染のおそれのある病人、保菌者及び保菌のおそれのあるとき。
- (2) 労働のため病勢が悪化するおそれのあるとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合に準ずる事情があるとき。

第 53 条 この章に定めるもののほか、教職員の安全及び衛生に関する事項は、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員安全衛生管理規程の定めるところによる。

第 10 章 出張

(出張)

第 54 条 業務上必要がある場合は、教職員に出張を命じる。

- 2 出張を命じられた教職員は、出張を終えたときには、速やかに報告しなければならない。

(旅費)

第 55 条 第 9 条の規定による赴任及び前条に規定する出張に要する旅費については、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員旅費規程の定めるところによる。

第 11 章 宿舎

第 56 条 教職員の宿舎の利用については、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員等宿舎規

程の定めるところによる。

第 12 章 災害補償等

(業務上の災害補償)

第 57 条 教職員の業務災害(業務上の負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)の補償については、労基法及び補償法の定めるところによる。

(通勤災害)

第 58 条 教職員の通勤途上における災害(通勤による負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)の取扱いについては、補償法の定めるところによる。

(互助組合)

第 59 条 教職員は、財団法人大阪府教職員互助組合に加入するものとする。ただし、派遣職員(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12 年法律第 50 号)第 2 条第 1 項の規定により大阪府から法人に派遣された職員をいう。)は、この限りでない。

第 13 章 退職手当

第 60 条 教職員の退職手当については、(旧)公立大学法人大阪府立大学教職員退職手当規程の定めるところによる。

第 14 章 発明

第 61 条 教職員が職務上行った発明及びこれに係る権利の取扱いについては、(旧)公立大学法人大阪府立大学知的財産権取扱規程の定めるところによる。

附 則

この規則は、令和元年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。